

山口・吉南地区地域ケア連絡会議 障がい者地域移行専門部会運営要領

1 目的

この要領は、山口・吉南地区地域ケア連絡会議 会議規程第9条第1項の規定により、障がい者地域移行専門部会（以下「部会」という。）を設置し、同条第3項の規定により部会の円滑なる運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 所管事項

部会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 地域移行に関わる保健・医療・福祉関係機関の連携体制に関わる協議を行う。
- (2) 地域移行に関わる保健・医療・福祉の諸問題及び調整が必要と認められる事項の協議を行う。
- (3) 地域移行推進のために必要な調査研究
- (4) その他必要と認められる事項

3 部会の構成

- (1) 部会の構成は、山口・吉南地区地域ケア連絡会議構成メンバーの中から、協議事項に関わる地域移行担当者及び関係者を持って充てる。
- (2) 部会には、必要に応じて山口・吉南地区地域ケア連絡会議の構成メンバー以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

4 役員

- (1) 部会には、部会長及び副部会長を置く。
- (2) 部会長及び副部会長は、山口市医師会及び吉南医師会から選任する。

5 部会の会議

- (1) 会議は、必要に応じて随時開催する。
- (2) 会議の招集は、部会長が行う。
- (3) 会議において決定された事項は、速やかに実施されるよう努めるものとする。

6 庶務

部会の庶務は、山口・吉南地区地域ケア連絡会議の事務局及び山口市の担当課において処理する。

附則

この要領は、平成19年8月23日から施行する。

この要領は、平成28年8月17日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。